



☆ SUBARU TIMES ☆ 8月号

免税事業者との取引は消費税が控除できなくなる！？

いよいよ消費税の8%から10%への増税（10月1日スタート）が近づいてきました。世間は、「外食は10%だけどテイクアウトは8%！」「ビールは10%だけどノンアルコールビールは8%！」など、軽減税率に目が行きがちです。しかし今回の改正において重要なのはそこだけではありません。令和5年10月1日からスタートする日本版インボイス制度の最初の1歩なのです。

今回はこの日本版インボイス制度について解説していきます。



免税事業者とは

ここでいう免税事業者とは、『消費税の免税事業者』のことです。言い方を変えると課税事業者ではない方々となります。具体的には年間の売上規模が1,000万円未満の小規模事業者や、新規開業後2年以内の個人事業および法人（特定期間の判断はここでは割愛します）が該当します。

仕入税額控除の方式の改正

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始することで、標準税率10%と軽減税率8%との複数税率となります。複数税率となることで、納めるべき消費税を計算する上では、税率ごとに区分して経理（以下、区分経理）する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまでの仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存が、次の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。

【令和元年10月1日～令和5年9月30日】・・・区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日から最初の4年間は、『区分記載請求書等保存方式』となります。この期間は新制度（日本版インボイス制度）への助走期間として、現行法と同様、免税事業者からの課税仕入であっても、一定の要件を満たせば引き続き仕入税額控除ができます。つまり、免税事業者との取引でも消費税を控除できます。

【令和5年10月1日～】・・・適格請求書等保存方式（日本版インボイス制度）

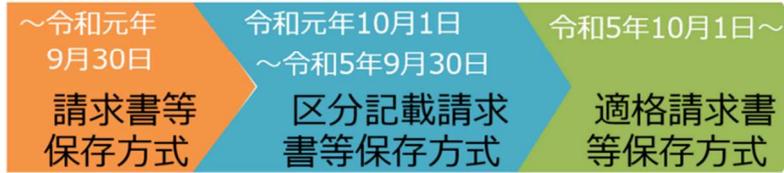
令和5年10月1日からスタートする適格請求書等保存方式（日本版インボイス制度）は適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。この「適格請求書等」を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。この登録は消費税の課税事業者しか受けられません。

つまり免税事業者は「適格請求書等」を発行できず、結果として取引の相手は消費税を控除できないこととなります。

ただしすぐに全額控除できなくなるわけではなく、数年かけて徐々に控除できる額が減額していきます。

令和 5年10月1日～令和 8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和 8年10月1日～令和 11年9月30日	仕入税額相当額×50%
令和 11年10月1日～	仕入税額相当額×0%

【方式の移り変わり】



徐々に慣れましょう！



具体例（免税事業者との取引がどう変わるか）

免税事業者から1万円で仕入れて、2万円で販売するときの、納める消費税額の推移をシミュレーションしてみましょう。

時期	当社の売上高	免税事業者からの仕入額	納める消費税
~令和元年9月30日	21,600円	10,800円	800円（消費税8%）
令和元年10月1日~令和5年9月30日	22,000円	11,000円	1,000円（消費税10%）
令和5年10月1日~令和8年9月30日	22,000円	11,000円	1,200円（仕入税額控除80%）
令和8年10月1日~令和11年9月30日	22,000円	11,000円	1,500円（仕入税額控除50%）
令和11年10月1日~	22,000円	11,000円	2,000円（仕入税額控除0%）

どのような方々（免税事業者）に影響があるのか

どのような方々に影響があるのでしょうか？具体的に言いますと、年間売上1,000万円未満の個人タクシーや独立開業間もない取引業者等は消費税の免税事業者ですので、適格請求書等（インボイス）が発行できず、これらの業者から発行される領収書等では消費税を控除できません。消費税を差引けないのであれば納める消費税が増加しますので、免税事業者との取引を控える動きがあるかもしれません。免税事業者の方々にとっては大打撃になります。

では免税事業者はどうすれば良いのでしょうか？一つの方法として、**あえて課税事業者となるという選択肢があります**。当然消費税を納める必要がありますが、適格請求書等（インボイス）を発行できますので、取引先も消費税を控除することができます。

いままで免税事業者には消費税を納めなくて良いという特典がありましたが、消費税を控除できる領収書を発行するためには、あなたも消費税を納めてねと、現時点での免税事業者の方からも広く浅く消費税を徴収するという国の方針となっております。

59 令和元年8月6日発行 【担当】加藤田 敏孝



税理士法人 昴のお盆休みは、

8月13日（火）~8月15日（木）です。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。